

北方の政治的コンテクストからみた 天保国絵図改訂事業

—盛岡藩・弘前藩を中心として—

尾崎 久美子

- I. はじめに
- II. 陸奥国の天保国絵図改訂の動向
 - (1) 盛岡藩の懸紙修正図作成の動向
 - (2) 弘前藩の懸紙修正図作成の動向
- III. 天保陸奥国津軽領絵図と天保陸奥国南部領絵図の記載内容とその分析
 - (1) 盛岡藩作成の懸紙修正図
 - (2) 弘前藩作成の懸紙修正図
 - (3) 幕府勘定所作成の清絵図
- IV. 寛政期以降の北方情勢をめぐる幕府と藩
- V. おわりに

I. はじめに

18世紀末から19世紀半ば近くの50年間は、国内秩序の動揺と日本を取り巻く東アジア世界の変動が始まり、国内矛盾と対外的危機が激化した時代とされる¹⁾。このような幕藩制国家と社会が体制的な危機を迎えたなかで、幕府は江戸時代最後となる国絵図・郷帳作成事業を天保期に行った。

天保国絵図(以下、天保図)は慶長や正保、元禄度の国絵図と異なり、唯一全国分83点(その他に重複が36点で、計119点)が揃っている。このため昭和58年(1983)に国の重要文化財に指定され²⁾、一般の閲覧が停止されている関係から十分な検討が行える環境にな

かった。したがって天保図研究は清絵図を対象としてではなく、各地の大名文書や地方文書などに残された絵図を対象として進展した³⁾。

川村博忠⁴⁾や藤田覚⁵⁾らは、藩側に残る文書や下図を使い、天保図の様式・内容や作成過程を検討した。それにより、大藩による一円支配が行われていた領国においては、「至而御手軽」な調査により、「御渡絵図」に懸紙を施して幕府に提出したことが明らかにされた。これに対し、小野田一幸⁶⁾は複数の藩・旗本領が錯綜した非領国における研究が等閑視されていることを指摘し、近江国を事例に村段階における改訂調査の実例を検証している。以降、非領国を対象とした研究が進み、杉本史子⁷⁾や福島雅蔵⁸⁾らによって念入りな国絵図調査が行われたことなどが明らかにされた。

これら従来の研究では、幕府勘定所が清帳・清絵図を作成したこと、郷帳の作成が国絵図に先行したこと⁹⁾、領国と非領国における調査に精粗があることなどといった事業様式の変化が目目され、国絵図の内容を詳細に検討するような研究はほとんど行われてこなかった¹⁰⁾。そのため藩がどのような懸紙修正図を作成し、幕府がそれをもとにどのような天保図を作成したのかは十分に明らかにされ

キーワード：盛岡藩，弘前藩，天保国絵図，台場，蝦夷地警衛

ていない。天保図改訂事業は幕藩制社会の動揺期に行われたことを考えれば、そこになんらかの政治的なコンテキストが存在するはずである。

そこで本稿では、藩が作成した懸紙修正図と幕府の清絵図を比較し、国絵図に描かれた情報を検討することで、藩がどのような政治的なコンテキストからそれぞれの天保図を作成したのか明らかにしたい。そのために幕府から高い関心を示された地域である北方の盛岡藩・弘前藩を対象として取り上げる。幕府は18世紀末以降、アイヌの蜂起やロシアの南下を受けて、蝦夷地を直轄地化したことから、そのような政治的なコンテキストが国絵図に反映されている可能性が高いと考えられる。

II. 陸奥国の天保国絵図改訂の動向

天保郷帳・国絵図改訂事業の幕命は、杉本によりすでに詳細に検討されている¹¹⁾。ここでは杉本の研究を踏まえつつ、陸奥国の盛岡藩、弘前藩の国絵図改訂の動向¹²⁾について述べる。

国高調査終了後、国絵図改訂事業が開始された。国絵図改訂に関わる指令は、2種類出され、杉本はこれをA令「国絵図作成を命じられたので、他から、調査のための懸合があるはずである」とB令「元禄国絵図（以下、元禄図）の写を渡すので、現状にあわせて掛紙で訂正すること」に分類している¹³⁾。さらに、領地・知行を有する者には両令が一斉に指示されたのではなく、天保6年（1835）から8年にかけて、しかも多くの藩ではA令がB令に先行して単独で下知されたとする。

(1) 盛岡藩の懸紙修正図作成の動向

盛岡藩への国絵図改訂の指令は天保7年4月14日であり、この時伝達された指令は、杉本のいうB令であった。盛岡藩の天保図改訂の一件文書である『御国御絵図并脇往還筋書

上取調御用留（以下、天保御絵図御用覚書）¹⁴⁾からは、指令とともに御国絵図写13巻¹⁵⁾を受取っていることがわかる。5月には幕府勘定所同心豊田金六兵衛へ内々に問合せをし、「…（前略）…此度御改二相成候絵図ハ、何卒被入御念、去々年七月被差出候御高辻帳二齟齬不仕候様致度、何れ右絵図面御改出来之上ハ、右高辻帳え引合二相成候事故、自然一ヶ所相違之儀有之候ても惣躰相響自疑ひ出候間、掛役より度々不審等御座候ては、御国許往返役是御手数二相成候間、右之御含にて能々御取調御座候様仕度旨…（後略）…」との指示があった。このことは幕府勘定所が後に清絵図を作成する際、提出された国絵図の他に、先に作成された郷村高辻帳との照合を行うことが示唆されている。

同年7月20日には御用人、寺社奉行、御目付、勘定奉行が絵図掛を仰せつけられ、さらに10月27日には勘定奉行より掛役人が任命されている。11月19日には八戸領分の取扱について調査を依頼しているが、天保7年中に懸紙修正図の作成が行われることはなかった。

天保8年に入っても懸紙修正図の作成は始められず、2月10日には幕府勘定所より催促を受けるとともに、提出予定の時期を申告するように指示された。それでも作業は開始されず、幕府より2度目の催促を6月11日に受けることとなる。これを受けて、6月24日には絵師と表具師が任命され、両人は幕府勘定所から渡された国絵図（「御下ヶ絵図」または「御渡絵図」）と以前に作成された藩側の控である国絵図を閲覧している。これをもとに6月25日には両人は懸紙修正図作成のための見積りを提出した。そして、6月27日から国絵図改定作業が国許である盛岡の御用所柳ノ間で開始されることとなった。

幕府に対しては、領地が広く、また凶作対策のため繁雑であることなどを理由として、7月15日に猶予願を提出している。また、江戸の勘定奉行へ懸紙修正図作成に関して生じ

た問題を問い合わせている。この時の問題は、①八戸藩領の取扱い、②高や郡名・村名などを先に提出した高辻帳に基づき懸紙で修正すべきか、③文化元年(1804)に郡村仮名付帳へ書き上げた湊・遠見番所などに基づき懸紙を施すべきか、④道筋・川筋などの変地の理由・その年暦を書き上げる必要はあるのか、⑤懸紙で修正した箇所の変地帳は必要か、というものであった。

7月4日から開始された御渡絵図13巻1通を写し取る作業は1通目が20日までに終了し、21日から2通目の写し取り作業に入るとともに、24日からは1通目の国絵図に文字を書き入れる作業に入った。8月8日には2通目の写し取り作業も終了し、引き続き文字書き入れ作業に入った。御渡絵図を写し取る作業は、絵師森松益を中心として行われ、13巻1通の懸紙修正図を2通(江戸屋敷控1通、伺絵図1通)作成している。

8月10日には盛岡藩領分の修正が終了し、御用掛である寺社町奉行・目付・勘定奉行が吟味の上、御用人へ内見を済ませ、8月12日には家老中で一覽し、直々に国絵図13巻1通、変地帳1通、御控絵図と御渡絵図相違之分書抜帳1通を藩主に差上げた。家老らの内見を受け、了承を受けた懸紙修正図、ならびに書付類は8月16日には絵図掛へ返却され、江戸藩邸へと送付されることとなった。江戸へ送付されたのは、御渡絵図1通、江戸屋敷控1通、伺絵図1通、変地帳1通(江戸屋敷控)、御渡絵図・御控絵図と相違之分書抜帳1通、郡村高懸紙・大小懸札1袋(伺絵図への添付用)、八戸領変地取調帳1通であった。こうして、盛岡での国絵図改定作業は終了し、27日には絵図御用所が引き払われ、伺絵図の最終的な調整は江戸でなされることとなった。

しかし、盛岡藩領分の懸紙修正が終了した8月10日に至っても八戸藩領分の変地の報告はなされず、幕府勘定所への提出は八戸藩か

らの連絡待ちとなった。8月20日に至り、絵図御用のため八戸藩勘定頭と勘定方の2名が『郡村仮名付帳』や『高辻帳』などを持参の上、来藩している。最終的に八戸藩領分の調整も江戸で行われることとなった。

以上のように、盛岡藩における天保陸奥国南部領絵図の改定作業は、天保9年2月18日に懸紙目録帳一冊を添え、国絵図13巻を提出して終了した。不明な箇所の最終的な判断や懸紙修正図の仕上げは江戸で行われ、幕府勘定所へ提出されたが、疑問箇所にごどのような判断が下されたかまでは覚書には記されていない。天保8年8月末の段階で盛岡領分と八戸領分が出揃ったにもかかわらず、幕府勘定所への提出には天保9年2月と約4ヶ月半の時間を必要とした。天保8年8月19日時点で、幕府勘定所から9月中旬までに国絵図を提出するよう指示されたことを考えると、期限を5ヶ月余りも過ぎた提出であった。

(2) 弘前藩の懸紙修正図作成の動向

弘前藩には天保図改訂にかかわる一件史料が残されており、懸紙修正図作成の動向は『弘前藩庁日記』に断片的に記されているのみである。『弘前藩庁日記』は、寛文元年(1661)より慶応4年(1868)に至る約200年間の記録であり、弘前藩政の忠実な記録である。また、日記には、弘前城中の記録と江戸上屋敷の記録の2種類があって、それぞれ「御国日記」「江戸日記」と称している。

管見の限りにおいて、『弘前藩庁日記』に天保図に関する事項の初出は天保7年7月8日である。このとき国絵図調方役人の任命が行われた。杉本が明らかにしたような国絵図改訂に関わる指令や、元禄図写を弘前藩が受取った年月日は確認することができなかったが、7月8日以前に弘前藩では国絵図改訂に関わる指令を受け取ったものと考えられる。藤田は東国と西国では国絵図の作成の指示が一年間程異なっているのではないかと推測し

ているが¹⁶⁾、仙台藩と同じ東国に属する弘前藩では、作成の指示を仙台藩に比べ約半年ほど早く受けている。また、同じく盛岡藩では4月に指令を受け取っていることから、国絵図改訂の通達は東国と西国の時間的遅速ではなく、そもそも全国一斉の幕命ではなかったとみなすべきであろう¹⁷⁾。

幕府から渡される絵図・書付類は、江戸藩邸で写を作成し、国許へはそれを送付するのが諸藩の通常の処理法であった¹⁸⁾。弘前藩でも御渡絵図を写し、8月12日にはそれを完成させたことが記録されている。この後、御国絵図面調方御用懸に任命された釜蒔伊太郎と七戸勝弥は、8月下旬（釜蒔：18日、七戸：24日）調査のため江戸を出立し、国許である弘前に向かっている。御国絵図面調方御用懸に任命された経緯は確認できないが、勘定人である一戸忠吉郎もまた御国絵図面調方の御用に携わっており、七戸と一緒に江戸を出立している。七戸勝弥と一戸忠吉郎は、国絵図に先立って改訂された郷村高帳の作成にも関わっていたことが窺える¹⁹⁾。津軽領内における調査は、9月上旬から11月上旬位までの約2ヶ月間に亘って行われたようで、この調査内容を書き込んだ別紙図書が作成されている（11月4日の一条）。国許での調査を終えた七戸と一戸は、11月14日に弘前を出発し、12月5日には江戸に帰着した。

これ以降、詳細な弘前藩の国絵図作成動向を知りうることはできない。しかし、国文学研究資料館が所蔵する国絵図²⁰⁾の箱表に「天保八丁酉年五月廿九日被差出候御国絵図面写」とあることや、天保8年6月20日に御国絵図面調方御用に携わった役人の褒賞が行われていることから、少なくともこの頃までに弘前藩は、幕府勘定所に天保図作成のもととなる絵図を提出し終えていたものと思われる²¹⁾。これは幕府の天保図の仕立が本格化する天保8年8月以前ということになり、老岐、松前など小国4ヶ国分しか作成されてい

ない²²⁾という早い段階での提出であった。

幕府提出以前、天保7年12月から翌8年5月にかけて、弘前藩では津軽領内での調査内容を書き込んだ元禄図写の認め直しを、幕府勘定所役人との調整を経て行ったと推測され、その結果作成されたものが、弘前市立弘前図書館に残された3葉の絵図と考えられる。これら3葉の絵図は切絵図からなり、彩色もごく簡略で郡高・村高の記載がないという懸紙修正図の特徴的な性格を持ちつつも、懸紙の内容が直接書き込まれた絵図であり、懸紙そのものは一切使用されていない。したがって、弘前藩においては幕府勘定所へ懸紙のない修正図を提出した可能性が高い。

Ⅲ. 天保陸奥国津軽領絵図と天保陸奥国南部領絵図の記載内容とその分析

(1) 盛岡藩作成の懸紙修正図

盛岡藩に残された懸紙修正図は、藩が幕府勘定所に提出した国絵図の控であり、一葉は盛岡中央公民館、もう一葉は税務大学校税務情報センターに収蔵されている²³⁾。また、八戸市立図書館には八戸領分の控図が存在しているが、盛岡藩が八戸藩の取調も含めて作成した陸奥国南部領絵図の八戸領分のみを作成し、伝達したものである²⁴⁾。

『天保御絵図御用覚書』によれば、天保図作成時に御渡絵図を2葉写し取り、御渡絵図はそのまま幕府へ返却し、2葉の内1葉を伺絵図に、もう1葉を盛岡藩江戸藩邸の控絵図とする予定で、これらを盛岡から江戸へ送付している。幕府勘定所へ御渡絵図を返却するとともに、伺絵図を提出したのであれば、現存する盛岡藩の控絵図は1部のはずである。盛岡から江戸へ送付される時点では、伺絵図は変地のみ懸紙が施され、江戸藩邸用の控図には変地の懸紙と高の懸紙が貼付されていた。また、御渡絵図と控絵図の齟齬の処理は幕府への問い合わせの上、貼付するか否かの判断を下すことになっていた。しかし、江戸

で最終的にどのような判断が行われ、どのように国絵図が仕上げられて幕府勘定所へ提出されたかは覚書には記されていない²⁵⁾。

いずれの絵図も陸奥国南部領絵図を東西方向に14等分した切絵図形式である。『天保御絵図御用覚書』や、盛岡市中央公民館所蔵絵図の箱書きには13巻と記されている。懸紙修正図は、ともに同様な表現描写と記載内容である。懸紙修正図には白色と黄色の懸紙の他、朱筆で直接書き込みがある。朱筆の書き込みは、おもに石高に関するものであり、例えば北郡大畑村の場合、村形の脇に「五百三石余 内九拾九石余新田改出共」と記されている。また、白色懸紙の記載は絵図に直接朱書きされ、盛岡市中央公民館の絵図はその上に懸紙が貼付してある。

幕府から懸紙修正が指示された箇所は、「往還ならび海岸通川筋其外新田村々ニ至迄」の地模様であった。天保陸奥国南部領絵図の懸紙は、白懸紙²⁶⁾と黄紙懸紙の2種類あり、黄紙懸紙は御渡絵図と御控絵図の齟齬を示し、白懸紙は元禄図からの異同を示したものである。通常の場合、藩は幕府勘定所から御渡絵図（元禄図を等分した切絵図に写した絵図）を受け取ると自藩が所持している控図と対照し、相違点がないかを確認した。天保陸奥国南部領絵図の場合、御渡絵図と御控絵図の相違箇所は、表1のように34ヶ所存在し、記載の有無や記載位置の取り違えなどがほとんどである。いずれも幕府勘定所方で清絵図から御渡絵図を作成する際の転写ミスではないかと考えられ、盛岡藩の絵図掛役人が如何に慎重に国絵図を検討したかを窺うことができる²⁷⁾。

表2には元禄からの変地箇所を表した白懸紙の貼付場所とその変地要因などを示した²⁸⁾。なかでも最も多いのが海岸線に設けられた大砲場であり、沿岸部の30地点において文字注記に○印をともなって表記されている。図1は正保・元禄・天保の陸奥国南部領絵図にお

ける海防施設の分布の変化を示したものである。元禄図からの遠見番所の減少が明らかであり、天保図において初めて大砲場を書き加えている。大砲場は特に下北半島、なかでも大畑から大間崎にかけてと、大間崎から脇野沢にかけての蝦夷地に近い沿岸線に集中しており、そのことから大砲場が蝦夷地警衛に関連して造られ、そして描かれたものであることがわかる。

盛岡藩が大砲場や遠見番所といった海防施設を描く際に論拠としたのが、先に公儀へ提出した文化元年の『郡村仮名付帳』と文化5年の『非常御備人数之御帳』であった。『郡村仮名付帳』は、享和3年(1803)前後に諸国に作成が命じられたものであり、知行主ごとに郡別に区分し、各村・枝郷・新田村・町・宿・湊・島ごとに他領との相給の有無、郷・庄・領の呼称を記し、別に城下・陣屋付の町名、陣屋・関所・口留番所・遠見番所・見張番所の所在を書き上げたものである。『天保御絵図御用覚書』には、「…(前略)…郡名文字違、或ハ抱城・要害屋敷・遠見番所之類、文化元年御書上二相成候郡村仮名付帳ニて御調被成、其上同五年御書上二相成候非常御備人数之御帳より、遠見番所出入御吟味之上、御調ニ相成、…(中略)…右等能々其御元御控帳之御見合之事」とあり、公儀に提出した文書と絵図との一致を図っているのがわかる。こうした幕府勘定所によるさまざまな情報収集が藩の天保図作成に影響を与えていたのではないかと推測される。

(2) 弘前藩作成の懸紙修正図

弘前藩に残された懸紙修正図は、3葉が弘前市立弘前図書館、1葉が津軽家から寄贈を受けた国文学研究資料館に収蔵されている。

4葉の絵図は、いずれも津軽領を南北方向に8等分した切図であり、彩色もごく簡略で、村高・郡高表示がない絵図である。国文学研究資料館の1葉は表装されておらず、薄

表1 陸奥国南部領絵図における黄紙懸紙の場所と内容、清絵図での表現

No.	絵図 巻数	場所	懸紙	相違内容	清絵図表現
1	6	熊原川	御扣絵図川筋二熊原川与有之御渡絵図二八無之候	記載の有無(河川名)	修正なし(=御渡絵図)
2	6	小向川	御扣絵図川筋二小向川与有之御渡絵図二八無之候	記載の有無(河川名)	修正なし(=御渡絵図)
3	7	久慈湊	御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	記載の有無(航路)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
4	7	河原館	河原館御扣絵図二八無之候御渡絵図二有之候	記載の有無(地名)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
5	1	甲崎付近	此塚御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	記載の有無(塚)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
6	2	長後村付近	此塚御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	記載の有無(塚)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
7	10	盛岡城下周辺	此塚御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	記載の有無(塚)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
8	12	山屋村付近	横田村ヨリ達曾部村迄之間塚四ヶ所御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	記載の有無(塚)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
9	1	焼山崎付近	此所遠見番所御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候 さらにその紙に「当時無之」とあり	記載の有無(遠見番所)	懸紙の通り修正(遠見番所は描かれない)
10	3	境川(南部・津軽領境)	境川廣三間歩渡右之通御渡絵図二八有之候得共御扣絵図二八無之候	記載の有無(渡河方法)	修正なし(=御渡絵図)
11	7	大森境ノ沢	大森境ノ沢之間二ニッ石と御渡絵図二有之候御扣絵図二八無之候	記載の有無(ニッ石)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
12	1	奥戸湊	此所奥戸湊と申儀御渡絵図二無之候得共御控絵図二八有之候	記載の有無(湊名)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
13	6	川原木村	川原木村 御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	記載の有無(村)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
14	14	三ッ森	此山御扣絵図二ハッ森と有之候得共御渡絵図二八無名	記載の有無(山名)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
15	7	米白川	米白川間数御扣絵図二八無之候御渡絵図二八有之	記載の有無(川幅)	修正なし(=御渡絵図)
16	13	松坂山	此里数御渡絵図二ハ壱里貳丁十九間と有之	記載の相違(距離)	修正なし(=御扣絵図)
17	10	帆掛崎	此帆掛崎御渡絵図二者狐掛崎と有之御扣絵図二右之通	記載の相違(地名)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
18	7	どぶかい川	御扣絵図二どぶかい川与有之候御渡絵図二ハどぶかい川歩行渡与有之候	記載の相違(渡河方法の有無)	修正なし(=御渡絵図)
19	3	川内川湊	川内川湊 御扣絵図二八右之通有之候御渡絵図二八川内湊ト有之候	記載の相違(湊名)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
20	4	平沼村	平沼村御渡絵図二八平沼間与有之候御扣絵図二八平沼村与有之候	記載の相違(村名)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
21	11	郡山村	御渡絵図二八郡村と有之候共御扣絵図二八郡山村と有之候	記載の相違(村名)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
22	10	阿庭村と繋村の中間	御渡絵図二阿庭村繋村二候繋村ハ阿庭村二御座候御扣絵図与相違之事	記載の取違え(村名)	修正なし(=御扣絵図)
23	8	荒屋村	此荒屋村御渡絵図二八岩屋村と有之候御扣絵図二八右之通	記載の取違え(村名)A	修正なし(=御扣絵図)
24	8	岩屋村	此岩屋村御渡絵図二八荒屋村と有之候御扣絵図二八右之通	記載の取違え(村名)A	修正なし(=御扣絵図)
25	10	榑山(御渡絵図)	此山御渡絵図二八榑山と有之候得共御渡絵図二八拾壹卷懸紙之所二有之候	描写位置の取違え(山)B	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
26	11	榑山(御扣絵図)	御扣絵図有之候得共御渡絵図二者無之候	描写位置の取違え(山)B	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
27	12	青木山(御扣絵図)	御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	描写位置の取違え(山)C	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
28	12	青木山(御渡絵図)	此山御渡絵図二八青木山と有之候得共御扣絵図二八無名	描写位置の取違え(山)C	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
29	13	砥森山(御渡絵図)	此山御扣絵図二八無名二御座候共御渡絵図二者砥森山と有之候尤御扣絵図二八拾貳卷二有之	描写位置の取違え(山)D	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
30	12	砥森山(御扣絵図)	御渡絵図二者下図之通二而砥森山之名無之御扣絵図二者道筋懸紙之通尤砥森山与有之	描写位置の取違え(山)Dと記載の相違(道筋)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
31	8	馬淵川	御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	描写の有無(河川の支流)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
32	9	兎白見山付近	御扣絵図有之候得共御渡絵図二無之候	描写の有無(河川の支流)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
33	11	北上川支流	御扣絵図二有之候得共御渡絵図二八無之候	描写の有無(河川の支流)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)
34	12	橋野村付近	御扣絵図二八右之通御渡絵図二八無之候	描写の相違(河川と道筋)	懸紙の通り修正(=御扣絵図)

(「南部領内図(天保国絵図控)」盛岡市中央公民館史28-3-4、「天保国絵図陸奥国南部」国立公文書館内閣文庫特083-0001より作成)

表2 陸奥国南部領絵図における白懸紙場所と内容、清絵図での表現

No.	巻数	場所	懸紙に記載された情報	清絵図表現	変地の理由
1	1	海辺(いこくま付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
2	1	海辺(知利崎付近)	○ 当時大砲場 下風呂と申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
3	1	海辺(桃山崎付近)	○ 当時大砲場 赤石崎と申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
4	1	海辺(奥戸湊付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
5	1	海辺(甲崎付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
6	1	海辺(志利屋村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
7	1	海辺(大間付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
8	2	海辺(牛瀧村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
9	2	海辺(大畑川付近)	○ 当時大砲場 二枚橋崎と申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
10	2	海辺(大畑川付近)	○ 当時大砲場 湊町と申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
11	2	海辺(男矢越崎付近)	○ 当時大砲場 日和山と申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
12	2	海辺(佐井村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
13	2	海辺(白糠村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
14	2	海辺(長後村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
15	2	海辺(川内村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
16	2	海辺(脇沢村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
17	3	海辺(泊湊付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
18	3	海辺(九艘泊付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
19	4	海辺(平沼村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
20	5	海辺(市川湊付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
21	7	海辺(湊村付近)	○ 当時大砲場 麦生と申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
22	7	海辺(黒崎付近)	○ 当時大砲場 城内と申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
23	8	海辺(普代崎～羅賀崎中間)	○ 当時大砲場 黒崎ト申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
24	10	海辺(赤前村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
25	10	海辺(重茂村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
26	10	海辺(多老村付近)	○ 当時大砲場 鍛ヶさ起ト申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
27	11	海辺(大浦崎付近)	○ 当時大砲場 小谷島与申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
28	11	海辺(吉里々々村付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
29	12	海辺(尾崎付近)	○ 当時大砲場	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
30	12	海辺(箱ヶ崎付近)	○ 当時大砲場 苜宿ト申所	記号削除 文字記載のみ	大砲場の新設
31	2	海辺(大畑川付近)	(建物描写) 当時遠見番所 二枚橋崎と申所	懸紙訂正通り	遠見番所の設置
32	2	海辺(牛瀧村付近)	(建物描写) 当時遠見番所 牛瀧ト申所	懸紙訂正通り	遠見番所の設置
33	2	海辺(材木岩付近)	(建物描写) 当時遠見番所 黒岩ト申所	懸紙訂正通り	遠見番所の設置
34	11	海辺(大浦崎付近)	(建物描写) 当時遠見番所 小谷島与申所	懸紙訂正通り	遠見番所の設置
35	2	海辺(脇沢村～川内村中間)	当時 無之※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
36	2	海辺(脇沢村付近)	当時 無之 おき船ト申所※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
37	3	海辺(中山崎付近)	当時 無之※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
38	7	海辺(三崎野付近)	当時 無之※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
39	8	海辺(普代崎付近)	当時 無之※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
40	9	海辺(塩吹崎付近)	当時 無之※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
41	11	海辺(大浦崎付近)	当時 無之※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
42	12	海辺(尾崎付近)	当時 無之※1	懸紙訂正通り	遠見番所の廃止
43	1	海辺(大間付近)	此遠見番所文化元年三月郡村仮名附帳書上之節八無御座候処同五年猶又元禄之度御絵図書上二有之候場所江取立申候	懸紙訂正通り	遠見番所書上理由
44	4	野辺地	□ 当時 要害屋敷 (記号が他の要害屋敷の記号に比べ一回り程大きい)	懸紙訂正通り	要害屋敷の設置
45	5	北郡(七戸村付近)	□ 当時 要害屋敷	懸紙訂正通り	要害屋敷の設置
46	7	鹿角郡(毛馬内村付近)	□ 当時 要害屋敷	懸紙訂正通り	要害屋敷の設置
47	7	鹿角郡(花輪村付近)	□ 当時 要害屋敷	懸紙訂正通り	要害屋敷の設置
48	12	閉伊郡(横田村付近)	□ 当時 要害屋敷	懸紙訂正通り	要害屋敷の設置
49	12	稗貫郡(花巻村付近)	(絵図) 古城→当時抱城	古城跡	城の使用用途の変化
50	4	野辺地	遠見番所→当時見張番所	遠見番所	建物の用途変更
51	2	川内川	当時川筋懸紙之通/川内川左右之[]追々欠崩川幅式拾間舟渡	懸紙訂正通り/川内川舟渡廣式拾間	川筋の変更, 川の渡航方法の変更
52	3	田名部川	当時川筋懸紙之通/田名部川廣九間当時板橋	懸紙訂正通り/訂正なし	川筋の変更, 川の渡航方法の変更
53	5	市川湊	当時川筋懸紙之通 川口相変候付文政十二年以來新湊二取立申候	懸紙訂正通り	川筋の変更
54	13	和賀郡(成田村付近)	当時川筋懸紙之通	懸紙訂正通り	川筋の変更
55	7	二戸郡(前沢村付近)	当時道筋懸紙之通/馬淵川廣式拾五間当時土橋	懸紙訂正通り/懸紙訂正通り	道筋の変更, 川の渡航方法の変更
56	5	北郡(百石村付近)	(絵図) 市川歩行渡 → 当時船渡	懸紙訂正通り	川の渡航方法の変更
57	10	阿庭村付近	(絵図) 碓石川歩行渡 → 当時 船渡	懸紙訂正通り	川の渡航方法の変更
58	5	北郡(七戸村付近)	当時 土橋	訂正なし	橋の材質変化
59	6	三戸郡	当時 板橋	懸紙訂正通り	橋の材質変化
60	8	小豆沢村付近	当時 板橋	懸紙訂正通り	橋の材質変化
61	8	小豆沢村付近	(絵図) 蓼床橋 → 当時 天狗橋	懸紙訂正通り	橋の材質変化
62	10	盛岡周辺	当時 土橋	懸紙訂正通り	橋の材質変化
63	10	盛岡周辺	当時 船橋	懸紙訂正通り	橋の材質変化
64	12	稗貫郡(花巻村付近)	当時 土橋	懸紙訂正通り	橋の材質変化
65	11	志和郡	(絵図) 紫波郡→当時志和郡	紫波郡	地名の変更
66	4	有戸野	有戸野→当時蟻渡野	懸紙訂正通り	地名の変更
67	4	野辺地	野邊地浦→野邊地湊	懸紙訂正通り	地名の変更
68	7	御崎野	(絵図) 御崎野→当時三崎野	懸紙訂正通り	地名の変更
69	5	北郡(鶴喰村)	鶴喰村→当時 鶴食村	懸紙訂正通り	村名の変更
70	12	稗貫郡(金谷村)	(絵図) 金谷村→当時 金矢村	金谷村	村名の変更

※1: 「当時無之」の之は遠見番所を指す

(「御領内絵図」八戸市立図書館南11-1-4-1, 「南部領内図(天保国絵図控)」盛岡市中央公民館史28-3-4, 「天保国絵図陸奥国南部」国立公文書館内閣文庫 特083-0001より作成)

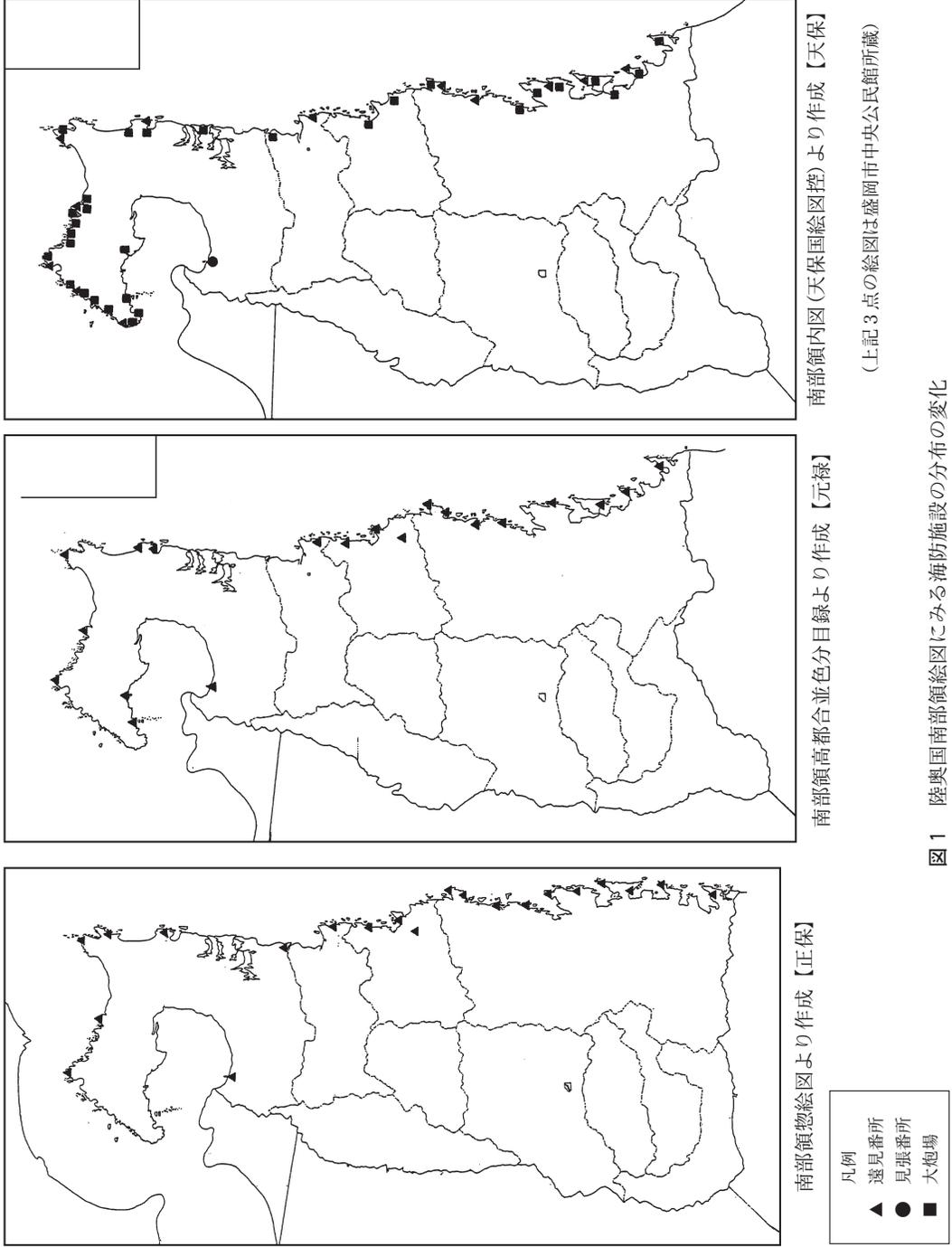


図1 陸奥国南部領絵図にみる海防施設の分布の変化

紙を1巻ごとに巻き取って、箱に納められている。各絵図は、様式・内容から下図における作成段階を想定することができる。下図4葉の段階は、①元禄陸奥国津軽領絵図と思われるものを描き、そこに天保期までの変動を懸紙によって示し、朱筆や墨筆で修正を加えて描いた、②変動した地形を修正し、懸紙の内容を朱筆で書き込み、村名を朱筆か墨筆で表現した、③欠落や誤記があるものの、変動箇所を訂正した地形で描き、朱筆表記されていた箇所も墨筆表記し、「大筒臺場」を記号化した、④記載情報や表現は③とほぼ同様であるが、欠落や誤記が修正された、の4段階である²⁹⁾。これら4葉の絵図は、一部の表現内容を除いてほぼ同様の情報を有している。

弘前藩の懸紙修正図も盛岡藩と同様に大筒を備えた場所「大筒台場」を描いている。弘前藩が大筒台場を天保図に描いた理由は定かではないが³⁰⁾、「大筒台場」を四角で表し、その内部を目立つ色で着色したのは幕府への蝦夷地警衛を意識してのことだろう。

(3) 幕府勘定所作成の清絵図

内閣文庫所蔵の清絵図は、陸奥国南部・津軽領絵図とも幕府紅葉山文庫に収納されていたものとされる³¹⁾。この清絵図は一枚仕立てで、郡高・村高の他、畠紙には絵図目録が記されている³²⁾。目録に記載された高・村数とも、天保郷帳の数字と一致し、「天保九年戊戌五月」の日付と、改訂責任者である「明楽飛驒守・田口五郎左衛門・大沢主馬」の名前が記されている。

これまでの国絵図改訂においては献上された国絵図を基に日本図が作成されているが、天保度においては日本図の編纂は行われなかった。文政4年(1821)には伊能忠敬による「大日本沿海輿地全図」が幕府へ上呈されたため、日本図の編纂の必要性がなかったのではないかと指摘されている³³⁾。伊能忠敬記念館に伊能忠敬収集の国絵図が現存すること

から、「大日本沿海輿地全図」の作成に国絵図が参照されたことは明らかである³⁴⁾。しかし逆に、「大日本沿海輿地全図」は天保図の作成には利用されなかったようである。変地がない限り、天保図では元禄図の図形を踏襲している。村記載もほぼ同様であり、天保陸奥国津軽領絵図では元禄図記載の村が天保期には潰村となっても「山成亡所」と記して描かせている³⁵⁾。このことから、幕府は清絵図作成にあたり、あえて元禄図の部分的な改訂にとどめたのではないと思われる。

図2は盛岡藩と弘前藩が描いた大筒台場や大砲場、非常出張陣屋、要害屋敷などの海防関係の施設が清絵図においてどのように表現されているのかを示したものである。盛岡藩と弘前藩が「大筒台場」「大砲場」の文字とともに記した○印や□印は削除され文字のみが残された。また、図3のように青森の「大筒臺場」の文字の拡大、三厩の「非常出張陣屋」の図像化、野辺地の要害屋敷の記号を他の要害屋敷より拡大して描くなど幕府が重要とみなした箇所の表現変更があり、幕府の政治的判断を読みとることができる。つまり弘前藩や盛岡藩の提出図と同一でない、幕府独自の判断を加えた天保陸奥国津軽領絵図・天保陸奥国南部領絵図が作成されたのである。

IV. 寛政期以降の北方情勢をめぐる幕府と藩

寛政元年(1789)5月7日、蝦夷地のクナシリ・メナシ地方のアイヌが蜂起し、場所請負商人の番人や松前藩士らを襲撃し、殺害する事件が起こった。弘前・盛岡両藩は、幕府より松前藩の要請があり次第、加勢するように命じられている。このクナシリ・メナシの戦い以降、幕府は蝦夷地の経営に乗り出すとともに、海防政策を強化しはじめており、この事件は近世後期における海防や北方問題の起点と考えられている³⁶⁾。弘前・盛岡両藩も蝦夷地に近接するという地理的な条件により、否応なくこの動きに巻き込まれていくことと

【弘前藩】大間越崎付近

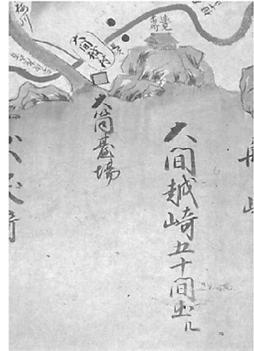
懸紙修正図①



懸紙修正図②



懸紙修正図③



懸紙修正図④



清絵図



【盛岡藩】泊湊付近

懸紙修正図



清絵図



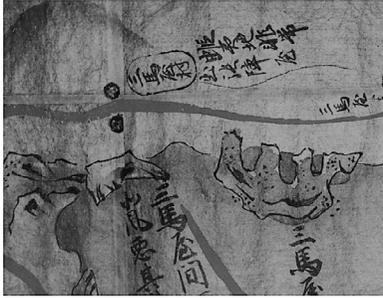
図2 懸紙修正図及び清絵図における台場の表現

〔弘前藩〕左上より「陸奥国津軽領絵図」弘前市立弘前図書館津軽家文書M19, M20, M21, 「御国絵図写(切図)」人間文化研究機構 国文学研究資料館津軽家文書2178, 「天保国絵図陸奥国津軽」国立公文書館内閣文庫特083-0001)

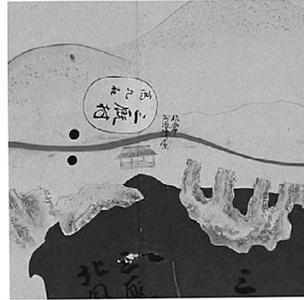
〔盛岡藩〕左より「南部領内図(天保国絵図控)」盛岡市中央公民館, 「天保国絵図陸奥国南部」国立公文書館内閣文庫特083-0001)

【弘前藩】三厩：蝦夷地非常出張陣屋

懸紙修正図④



清絵図

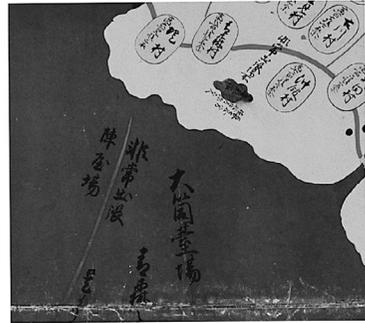


【弘前藩】青森：非常出張陣屋場，大筒台場

懸紙修正図④



清絵図



【盛岡藩】野辺地：要害屋敷

懸紙修正図



清絵図



清絵図

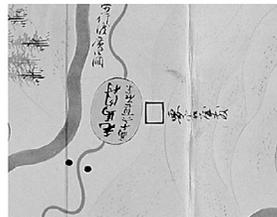


図3 懸紙修正図及び清絵図における海防施設の表現

【弘前藩】左「御国絵図写（切図）」人間文化研究機構 国文学研究資料館津軽家文書2178、

右「天保国絵図陸奥国津軽」国立公文書館内閣文庫特083-0001

【盛岡藩】左「南部領内図（天保国絵図控）」盛岡市中央公民館、

右「天保国絵図陸奥国南部」国立公文書館内閣文庫特083-0001

なった。

寛政4年には、ロシア使節ラックスマンが国交を求めてネモロ（根室）に来航し、弘前・盛岡両藩は松前へ派兵した。その年の末、老中松平定信は弘前藩領・盛岡藩領の一部を上知して、青森か三厩に郡代をおくという北国郡代構想を打ち出した。蝦夷地に近い弘前・盛岡領内の地を海防上重要だとみなしていたためである³⁷⁾。盛岡・弘前藩は上知に難色を示したが、最終的には受諾した。しかし、松平定信の老中退任により計画は実現することはなかった³⁸⁾。寛政9年に両藩は隔年交代の箱館勤番を命じられるが、寛政11年に幕府が東蝦夷地を直轄化したことにより、サワラおよびクスリ付近に勤番の兵を派遣するよう変更されている。その後の文化元年、両藩は東蝦夷地永久勤番を命じられ、文化4年蝦夷地全域が上知されると、西蝦夷地の勤番も担うことになった。同年にはロシア人がエトロフ島を襲撃する事件（エトロフ島事件）が発生し緊張が高まったが、その後の状況改善とともに勤番の出兵も軽減された。しかし、文政5年松前藩が蝦夷地に復領するまで派兵は行われた。撤兵後も両藩は蝦夷地への渡海場所への待機を命じられ、万一の場合に備えることとなった³⁹⁾。また、幕府は蝦夷地警衛を理由として、弘前藩の領地高を文化2年に7万石、文化5年には10万石へと、同じく盛岡藩の領地高を文化5年に20万石へと高増している。

このように蝦夷地警衛は、幕府による蝦夷地直轄化や松前家の蝦夷地復領などの変化はあるものの、弘前・盛岡藩にとって幕府に対する重要な役割となっていく。それと同様に重要な役割が領内の沿岸警備である。寛政7年5月弘前藩は幕府へ異国船来航時の派兵体制を届け出ており、領内の沿岸における有事の対応は、すでに寛政年間には策定されていたと考えられる。文化4年には、弘前藩に対し「一、此度蝦夷地_ニ来候異国船、其方領分

も向寄二付、海岸近来候ハ、固心得方之儀嚴重ニ相備手厚ニ取計候儀勿論ニ候、…（後略…）」⁴⁰⁾という達書が出されている。また同じ文化4年、若年寄堀田撰津守、大目付中川飛驒守、目付遠山左衛門をはじめとする幕府役人は蝦夷地見分後、松前より三厩へ帰帆し弘前藩領内の海岸通を巡視した⁴¹⁾。その際、中川飛驒守は海岸通の具体的な地名を挙げ、その場所へ翌年の春までに大筒を据えるよう指示をしている。これを受け弘前藩では、翌文化5年までに大筒台場を設けた⁴²⁾。文化5年の『海辺通武器備調帳』によると、台場が設けられた場所は大間越、深浦、金井ヶ沢、鯨ヶ沢、十三、セツ石崎、龍濱崎、鷹野崎、蟹田、青森の10か所であり、これらの場所は要害のために備えられている⁴³⁾。

盛岡藩の場合、台場築造に関する明確な記録を確認することができない。しかし、『天保御絵図御用覚書』に文化5年に幕府へ届け出た大砲場が記されていることから、盛岡藩においても文化5年までには領内沿岸に大砲場が設けられていたことがわかる。

これらの台場を書き上げることについて、天保8年8月9日に盛岡藩の絵図担当役人が上役に対して伺いを立てている。それによると「元禄之御絵図ニ、遠見番所拾八ヶ処有之候処、文化元年郡村仮名付帳御書上之砌、遠見番所拾ヶ所・見張番所老ヶ所御書上ニ相成、番所数格別御減ニ相成申候、然所文化五年海岸固人数御届之節、大砲御備場数ヶ所御届被成候、北地御警衛ニ付ては遠見番所格別御減少之次第、如何ニ相見得候間、元図ニは無之候得共、大砲場とも懸紙二仕、御書上被成候て如何可有御座哉、相談之趣奉伺候」とあり、盛岡藩の絵図担当役人が遠見番所の減少を、蝦夷地警衛と結び付けて認識していることが窺える。このため、文化5年に蝦夷地警衛を理由として高増しされている盛岡藩としては、元禄図よりも遠見番所が減少し、領内の沿岸警備体制が弱体化しているように見

えることを懸念して、自発的に国絵図に大砲場を書き入れることを進言しているのである。このようにして描かれることになった大砲場の約半数は、下北半島の蝦夷地に面した海岸線に集中した。このように盛岡藩・弘前藩の沿岸警備体制は、蝦夷地情勢と深く関係していたことが明らかである。

ではこのような大筒台場は実際どのような施設であったのだろうか。年代は不明であるが、弘前藩の金井ヶ沢に設けられた台場を描いた絵図⁴⁴⁾によれば、水際まで5間ほどの海岸の砂浜に高さ一丈、十間四方の土台を大石で築き、小砂を敷き詰めたその上に大筒の設置台を設けた。金井ヶ沢に備えられた武器は一貫目以上木筒が3挺であり、土台の中央に設けられた五寸檜を10本並べ、長さ2間幅5尺高さ5寸にした台、あるいはその隣の海に向けて坂形に設けられた台に大筒を設置することを想定していたと考えられる。

各台場にはそれぞれに大筒が備えられていたが、その種類や数は場所により異なる。一番多く大筒が配備された龍濱崎大筒台場では、置長筒の一貫目大筒2挺、大石火矢の五百目大筒1挺、五拾目大筒2挺（内1挺が抱打、1挺は置長筒）、一貫目以上木筒7挺、一貫目木筒1挺と拾文目筒2挺を備えた沖打用意船5艘を三馬屋宇鉄辺へ繫留するというものであり、一番少ない大間越や青森などでも一貫目以上木筒が3挺配備されていた⁴⁵⁾。

また天保14年の『御国元海岸御固御人数書并御武器書』⁴⁶⁾によれば、各大筒台場には大筒役や大筒役下役といった役職名に「大筒」を冠した専属の役人が5名から7名程度配置されていた。

これらの大筒台場は、実際に使用されることは少なかったようである。『御国元海岸御固御人数書并御武器書』に収載された「領分海岸_五異国船漂着沖合等二相見得候書留」⁴⁷⁾には、文化2年4月6日の記述を始めとして天保5年6月13日の記述まで弘前領内の沿岸

で見かけられた異国船の動向が記されているが、「大筒打払」の記述は、2ヶ所にすぎない。大筒で打ち払った結果、異国船は「直様乗戻し東之方江帆行候旨」、あるいは「遠沖_五颯戻」といった海岸から離れる行動が報告されている。

弘前藩も盛岡藩のように、蝦夷地警衛を理由に高増しされており、幕府への貢献を示すために天保図作成時に自発的に「大筒台場」を描いたと考えられる。藩にとって国絵図へ大筒台場を記載することは、幕府へ北方警衛への貢献を目に見える形で主張する機会であったといえよう。

V. おわりに

本稿では盛岡藩、弘前藩が作成した懸紙修正図と幕府の清絵図を比較し、国絵図に描かれた情報を検討した。その結果、盛岡藩、弘前藩ともに元禄図には描かれなかった「大筒台場」「大砲場」「非常出張陣屋」などといった海防施設を新たに設けており、それらを○印や□印で示し、天保図に書き入れたことが明らかとなった。台場は盛岡藩の場合、下北半島の蝦夷地に面した沿岸に集中して、弘前藩の場合は領内の要害とされる場所に設けられている。寛政期以降、蝦夷地はアイヌの蜂起やロシアの南下によって緊迫した情勢が続く、盛岡・弘前藩は幕府の命令により、蝦夷地の警衛を命じられていた。この警衛に関連して、領内の沿岸警備の強化のために台場を設けたと考えられる。

盛岡藩、弘前藩は蝦夷地警衛を理由として国高を加増されており、両藩は台場を国絵図に書き入れることで、蝦夷地警衛での幕府への貢献をアピールする狙いがあったと考えられる⁴⁸⁾。これらの施設の国絵図への記載は、以前に幕府へ提出した『新村仮名付帳』や『非常御備人数之御帳』などの文書類を参照して行われており、幕府勘定所によるさまざまな情報収集が藩の天保図作成に影響を与え

ていたのではないかと推測される。

このように盛岡・弘前両藩は、蝦夷地をめぐる情勢のなかで領内の沿岸に大砲を備えた台場を造り、また幕府に蝦夷地警衛を理由として高増しされたことを背景に自発的に国絵図に台場を書き入れたのである。

藩側から提出された懸紙修正図をもとに、幕府勘定所では清絵図の作成に入った。変地がない限り、幕府は元禄図の図形を踏襲している。村記載もほぼ同様であり、天保陸奥国津軽領絵図では元禄図記載の村が天保期には潰村となっても、「山成亡所」と記して描かれている⁴⁹⁾。このことから、幕府は清絵図作成にあたり、あえて元禄図の部分的な改訂にとどめたのではないと思われる。それとは逆に、台場を示す○印や□印の削除や、蝦夷地非常出張陣屋の図像の追加など海防関係の施設の表現から、天保図には幕府の判断が加えられていると考えられる。北方においては、ますます海防が重要になっており、天保度の国絵図改訂事業には直接関係ないにもかかわらず、幕府は天保陸奥国津軽領絵図と天保陸奥国南部領絵図に海防施設の図示を認めたのではないかと考えられる。しかし、他国の事例をみる限り、幕府が積極的に海防関係の施設を天保図に記載しようとした様子は見受けられない⁵⁰⁾。

幕府がこれら沿岸の水深を記入した海岸絵図や海岸の警備の書上、浦々への異国船の漂着書などの提出を沿岸諸藩に対して求めたのは天保13年のことである。この時の幕府からの通達には、台場や遠見番所など沿岸の防備施設の所在を図示し、船着きのできる湊から城下までの距離、沿海の水深を領内海岸絵図に書き入れることが求められていたとされており、川村は諸藩が天保図にこだわって海岸絵図を作成した傾向を指摘している⁵¹⁾。蝦夷地警衛との関係から、盛岡藩や弘前藩は天保図に海防関係の施設を記載したが、やがて幕府はそれを主目的とした絵図の作成を沿岸諸

藩に命じることになったのである。

以上のように、盛岡藩、弘前藩が北方社会のコンテクストの中で、どのように天保図を作成したのかを明らかにしてきた。本稿では明らかにできなかったが、幕府が天保陸奥国津軽領絵図や天保陸奥国南部領絵図で海防施設を図示したように、従来指摘される変地や実高記載のみではなく、政治的なコンテクストのなかで天保図を作成した可能性があるため、他国の天保度の国絵図事業についても研究事例を蓄積したい。また、地誌編纂事業とのかかわり合い、天保図のその後の活用と改訂事業が与えた影響などを今後考えていく必要があるだろう。

(幕末と明治の博物館)

〔付記〕

本稿は、平成14年度神戸大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一部を修正・加筆したものである。ご指導いただきました長谷川孝治先生に御礼申し上げます。また、史料の閲覧に際しては、税務大学校税務情報センター、盛岡市中央公民館、国文学研究資料館、弘前市立弘前図書館など関係機関の協力を賜りました。本稿の一部は平成14年6月の歴史地理学会大会ならびに平成21年3月の国絵図研究会にて発表し、貴重な意見をいただきました。お世話になりました方々にこの場を借りてお礼を申し上げます。

〔注〕

- 1) 藤田 覚「十九世紀前半の日本一国民国家形成の前提」(朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史第15巻近世5』, 岩波書店, 1995), 3頁。
- 2) ①大塚英明「内閣文庫保管国絵図, 郷帳管見」, 三浦古文化33, 1983, 19~38頁。②長澤孝三「国立公文書館内閣文庫所蔵国絵図・郷帳の重要文化財指定について」, 北の丸16, 1984, 9~44頁。
- 3) 国立公文書館は2005年4月1日からデジタルアーカイブ (<http://www.digital.archives.go.jp/>) を運用し、インターネットによる公

- 開を始めたことから容易に閲覧できる環境が整備された。
- 4) 川村博忠『国絵図』, 吉川弘文館, 1990, 159～203頁。
 - 5) 藤田 覚「天保国絵図の作成過程について」, 東京大学史料編纂所報15, 1980, 22～36頁。
 - 6) 小野田一幸「天保郷帳・国絵図の改訂調査とその問題—近江国を事例に—」, 千里山文学論集39, 1989, 1～26頁。
 - 7) 杉本史子「天保国高帳・国絵図改訂事業の基礎過程」人民の歴史学106, 1990。のち『領域支配の展開と近世』山川出版社, 1999, 196～223頁に再録。
 - 8) 福島雅蔵「天保国郷帳・国絵図の調進と在地村落—御三卿上方領を中心として—」, 花園史学17, 1996, 21～68頁。福島雅蔵「河内国天保国郷帳・国絵図の調進—一村方史料を中心として—」, 地方史研究281, 1999, 34～59頁
 - 9) 前掲4) 159頁。
 - 10) 干川は懸紙修正図の記載を検討・記録したが, 当時はまだデジタルアーカイブが運用されておらず, 清絵図との比較は行えていない。干川明子「天保上野国絵図控図の記載内容について」, 双文8, 1991, 49～101頁。
 - 11) 前掲7) 197～209頁。
 - 12) 尾崎久美子「天保陸奥国津軽領絵図の表現内容と郷帳」, 歴史地理学45-3, 2003, 1～17頁。
 - 13) 前掲7) 206～207頁。
 - 14) 岩手県立博物館編『絵図にみる岩手—岩手県立博物館第38回企画展—』, 岩手県文化振興事業団, 1994, 129～157頁。
 - 15) 絵図は実際14巻あるが, 絵図が収納されている箱書きにも13巻と記載されており, 絵図紙が短いものは1巻として数えられなかったようである。
 - 16) 前掲5) 32頁。
 - 17) 杉本は各藩で改訂の指令を受け取った年月を表にしている。前掲7) 207頁。
 - 18) 前掲5) 27頁。
 - 19) 『弘前藩庁日記(江戸日記)』天保5年12月23日的一条など。
 - 20) 国文学研究資料館に移管された津軽家文書は, 2度の焼失を免れて国許の「二の丸御宝蔵」に納められていたものが, いつの時代にか江戸の藩邸に運ばれ今日に至ったものと考えられている(史料館編『史料館収蔵史料目録第十二集』, 1966, 100頁)。
 - 21) 盛岡藩の文書『天保御絵図御用覚書』からも弘前藩が天保8年8月までには提出を済ませていたことがわかる。
 - 22) 前掲4) 198頁。天保7年12月現在で絵図を提出していたのは, 松前・沓岐の2藩のみであった。
 - 23) 税務大学校税務情報センターに陸奥国南部領関係の絵図が収蔵されているのは, 明治初年の地租改正時に, 南部家が参考資料として当時の盛岡税務署へ絵図を提出したことを契機としている。それが年次を経て, 仙台の東北税務署へ移管され, 最終的に税務関係の史料が税務大学校へと落ち着いたためとされている。阿部俊夫先生のご教示による。
 - 24) 前掲14) 153頁。
 - 25) 『天保御絵図御用覚書』によれば, 「江戸御屋敷御控絵図には変地懸紙・御高懸紙共に致候事」と記されている。盛岡市中央公民館蔵の絵図には村高の懸紙が貼付されていたと思われる貼り跡があり, 江戸藩邸の控図であったと思われる。
 - 26) 『天保御絵図御用覚書』では, 変地の懸紙は「懸紙」と表記されるが, 黄紙懸紙と区別しやすくするため, ここではあえて「白懸紙」と表記した。
 - 27) 一部表現は藩側の控図よりも清絵図の方が詳細である個所がみられる。ちなみに盛岡藩は, 「御渡絵図, 御控絵図と相違之分書抜帳」一通を作成しているが所在が確認できない。
 - 28) 盛岡藩では幕命にない「変地帳」一通も作成しているがやはり確認できない。
 - 29) 前掲12) 6～12頁。
 - 30) 元禄陸奥国津軽領絵図が2008年8月弘前大学附属図書館にて発見された。長谷川成一「津軽領元禄国絵図写」について」, 弘前大学附属図書館報「豊泉」29, 2009, 4～5頁。

- しかし、未見であるため、元禄図と天保図の海防施設数比較は行っていない。
- 31) 前掲2) ①32頁および同②23頁。もう一葉の幕府勘定所に備えられた清絵図は伝来していない。
 - 32) 川村は陸奥，出羽，越後の一国分割仕立の国絵図は題目表題を「何領高村数目録」と記していると指摘した。しかし，津軽領は川村の指摘通り「陸奥国津軽領高村数目録」であるが，南部領の場合は「陸奥国南部領高村数并郡色分目録」であり，一国分割仕立の国絵図でも領域が2郡以上であるか否かで題目が異なっていたと思われる。
 - 33) 織田武雄『地図の歴史』，講談社，1973，238～240頁。
 - 34) 礒永和貴「伊能忠敬記念館所蔵の国絵図小考」，国絵図ニュース9号，2000，2～3頁。
 - 35) 前掲12) 14頁。
 - 36) 千葉一大「『第7章蝦夷地警備と領内海防』の解説」（青森県史編さん近世部会『青森県史資料編近世4』），2003，587頁。
 - 37) ①「海国御防備ニ付領内ニ御奉行所御建一件請書」寛政5年，国文学研究資料館蔵。その他，②『青森県史資料編近世3』青森県史編さん近世部会，2006，143～162頁などにも同じような記録が残されている。
 - 38) 北国郡代に関する研究は，藤田覚「寛政改革と蝦夷地政策」（同編『幕藩制改革の展開』，山川出版社，2001），113～139頁や，守屋嘉美「松平定信の北地防備策と東北諸藩一とくに田名部村替問題を中心に一」（豊田武博士古稀記念会編『日本近世の政治と社会—豊田武博士古稀記念—』，吉川弘文館，1980）などを参照のこと。
 - 39) 弘前藩は三厩に300人，盛岡藩は大畑（佐井浦より渡海）へ200人派兵している。前掲37) ②327頁および同632～633頁。
 - 40) 前掲37) ②257頁。
 - 41) 巡見の際には絵図面を差し出したことも確認できる。前掲37) ②244～256頁。
 - 42) 「文化五年二月海辺通武器備調帳一」国文学研究資料館22B-1221。また前掲37) ②255～256頁などでも，中川から弘前藩へ大筒台場設置の指示があったことが窺える。しかし，中川が指示した設置場所や大筒の設置数は文書によって微妙に異なっている。
 - 43) 台場設置にともなう藩領図などの作成は不明であるが，それ以前の寛政5年に独自の判断で国絵図・郷帳の改訂を行っている。羽賀與七郎「津軽沿岸地方の上知問題と国絵図改正」，弘前大学国史研究7，1957，18～33頁。
 - 44) 絵図には「金ヶ澤臺場」と記載されているが金井ヶ沢台場を指していると思われる。
 - 45) 前掲42)。
 - 46) 前掲37) ②328頁。
 - 47) 前掲37) ②328～329頁。
 - 48) 蝦夷地警備にかかわった盛岡・弘前両藩は蝦夷地に台場や陣屋などの海防施設を建設しているが，それらは清絵図である天保国絵図松前国に反映されていない。これは文政4年に松前家が蝦夷地に復領し，懸紙修正図を提出したのが弘前藩であったためであろう。
 - 49) 幕府は郷帳との整合性を持った天保図を作成しようとしたと考えられる。このため，先に提出された郷帳の検討が，改訂事業の政治的なコンテクストを検討する上で不可欠であるが，本稿では行っていない。
 - 50) 文化5年イギリスの軍艦フェートン号が湾内に侵入した肥前国では新たに台場が設けられたが，天保図では記載されていない。このように台場が築造されているにもかかわらず，懸紙修正図には記載されなかったのか，あるいは記載があるにもかかわらず幕府が削除したのかは不明であり，今後検討の必要があると思われる。
 - 51) 川村博忠「幕府命令で作成された嘉永年間の沿岸浅深絵図」，地図37-2，1999，11頁。